（第４号議案）

資料１－２

地方分権改革推進室からコメント

・「平成 30 年 地方分権に関する提案募集要項」の９（２）には、最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その後の新たな情勢変化等の記述がないものについては、改めて支障事例等が具体的に示された場合に調整の対象となる旨を規定しております。

・当該御相談については、平成 28 年の提案（管理番号 195 番。過去の災害において、被災者生活再建支援法の適用基準に満たない市町村が発生したことを具体的な支障事例として提示し、全壊や大規模半壊の被害が発生した全ての市町村を支援の対象とすることを求めたもの。）と比較すると、求める措置の具体的内容や支障事例が重複しているため、単に支援制度の対象拡大を主張するのみでは、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案として整理することは困難であると言わざるを得ません。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案として整理するためには、「同一災害であっても適用対象とならない場合は、市町村単位で全壊世帯が９世帯以下といった小さい被害であり、被災地方公共団体において対応することが可能」との平成 27 年の提案の際の内閣府（防災担当）の回答を考慮してもなお、市町村で区切ることなく、全ての被災区域を支援の対象とすることが必要であるということを具体的に示す必要があります。

・平成 22 年に被災者生活再建支援法施行令の一部が改正され、台風や梅雨期の災害のように大きな住宅被害が広域に散在するような場合にも対象とすることができるよう、適用基準の緩和がなされたところです。改正後は、全壊 10 世帯以上などの市町村を含む都道府県が２以上ある場合は、人口 10 万人未満の市町村であれば、「５世帯以上」の住宅全壊被害、人口５万人未満の市町村であれば、「２世帯以上」の住宅全壊被害が発生すれば、被災者生活再建支援法が適用されることとなりましたが、支障事例として記載いただいております竜巻の被害の特殊性（例えば、短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす点）を示していただいた上で、竜巻被害であれば、その特殊性を勘案し、「都道府県が２以上」の基準や、「５世帯以上」又は「２世帯以上」の基準のさらなる緩和を求める、という提案を御検討いただくことはいかがでしょうか。

・ただし、上記のような提案としていただいた場合でも、被災者生活再建支援金の支給対象の拡大を求める提案となりますので、予算上の措置

が必要になるため「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」に区分される可能性が高くなります。提案の実現の可否については、関係府省と地方公共団体の間で具体的な対応を検討するということよりも、財務当局による予算査定を各府省が突破できる否かという１点に大きくかかってくることとなってしまい、実現可能性が極めて低くならざるを得ない点について御注意ください。

（第５号議案）

地方分権改革推進室よりコメント

○特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当については下記の通り、各省令にて所得状況届出を提出する期間が定められている。

【特別児童扶養手当】
・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年八月二十八日）（厚生省令第三十八号）（抄）
（所得状況の届出）
第四条　受給者は、特別児童扶養手当所得状況届（様式第六号）に第一条第六号及び第七号に掲げる書類等を添えて、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、これを都道府県知事に提出しなければならない。ただし、特別児童扶養手当認定請求書に前年の所得状況が既に記載されているときは、この限りでない。

【障害児福祉手当】
・障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年八月十三日）（厚生省令第三十四号）（抄）
（現況の届出）
第五条　障害児福祉手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、障害児福祉手当所得状況届に第二条第四号及び第五号に掲げる書類を添えて、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、障害児福祉手当認定請求書に添えて前年の所得に関する障害児福祉手当所得状況届が既に提出されているときは、この限りでない。

【特別障害者手当】
・障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年八月十三日）（厚生省令第三十四号）（抄）
（準用）
第十六条　第三条から第十三条までの規定は、特別障害者手当について準用する。この場合において、第三条第二項中「法第二十条又は第二十一条の規定により障害児福祉手当」とあるのは「法第二十六条の五において準用する法第二十条又は第二十一条の規定により特別障害者手当」と、第五条中「障害児福祉手当所得状況届」とあるのは「特別障害者手当所得状況届」と、「障害児福祉手当認定請求書」とあるのは「特別障害者手当認定請求書」と、第六条中「障害児福祉手当所得状況届」とあるのは「特別障害者手当所得状況届」と、「法第二十条又は第二十一条の規定により障害児福祉手当」とあるのは「法第二十六条の五において準用する法第二十条又は第二十一条の規定により特別障害者手当」と、第九条中「法第十七条」とあるのは「法第二十六条の二」と、第十三条中「法第二十条又は第二十一条の規定により障害児福祉手当」とあるのは「法第二十六条の五において準用する法第二十条又は第二十一条により特別障害者手当」と、「法第二十条若しくは第二十一条」とあるのは「法第二十六条の五において準用する法第二十条若しくは第二十一条」と読み替えるものとする。

○これらを踏まえて、

①届出期間は統一されているようですが、ご確認をお願いします。

②提案される場合は、どのような国の関与（規制）が支障となっているのかを立証することが必要となります。今回のご相談については、要綱や通知等で示されている届出の期間の取扱い（例えば休日に関するもの等）が支障となっているのでしょうか。ご確認をお願いします。

（第６号議案）

地方分権改革推進室からコメント

「届出の提出がなくても介護保険法の適応除外になるよう制度の改善を要望します」と記載いただいていますが、具体的にどのような改善案を考えているのか、ご教示いただきますよう、お願いします。

（※）と言いますのも、介護保険法施行法第 11 条第１項と介護保険法施行規則第 170 条の規定は、介護保険制度の枠外のサービスを受けているために介護保険料の納付が免除されるという趣旨であると思料します。制度が複雑で分かりにくい、という支障は理解できますが、関係府省に対し具体的な対応を求めるためには、まずは費用負担の衡平性を確保した上で、制度改善を検討することが必須であると考えるためです。

（第１１号議案）

地方分権改革推進室よりコメント

以下の２つの項目について、御相談いただいているものと認識しております。

①災害廃棄物処理計画の策定・推進に係る財政的支援

②災害廃棄物仮置場確保のため、関係者間の協議を行うための体制整備

①については、既に国（環境省）において、「廃棄物処理施設整備交付金」により、災害廃棄物処理計画の策定のために必要な調査等に要する費用については、一定の措置がなされているところです。

今回の御提案は、当該交付金の交付対象の拡充をお求めなのでしょうか（となりますと、「平成30年 地方分権改革に関する提案募集要項」の５（５）に規定する「予算事業の新設提案」に当たり、提案の対象外と整理せざるを得ません。）。

他方、補助金等の要綱等に関する各種補助条件の見直しや手続書類の簡素化については「地方に対する規制緩和」に当たり、提案の対象とすることが可能です。

例えば、地域の独自の事情により、交付金の交付要件を満たさないという実情がある場合、補助条件の見直しを求める提案として御提案いただくことができます。また、そもそも交付要件が不明確と思われる場合に、交付要件の明確化を求める提案や、交付事務手続が煩雑である場合に、その簡素化を求める提案も可能です。

このような点で何かお困りのことはないか、御確認いただけませんでしょうか。

（御参考：廃棄物処理施設整備交付金（※）ホームページ下部に当該交付金の要綱等が掲載されております。）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/2_koufu.html

②については、まずは具体的にどのようなことをお考えであるのか、確認させていただきたく存じます。

関係者と協議を行うための体制整備とは、

関係者と協議を行うことが、そもそも可能であるのかどうかが不明で

あるため、協議ができるようにしてほしい、ということなのでしょうか。
それとも、関係者との定期的に協議することができる場を設けてほしい、ということなのでしょうか。

提案募集の対象としているのは、①地方公共団体への事務・権限の移譲と、②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）でありますので、提案募集の検討の俎上に載せるためには、（少なくとも当該案件は事務・権限の移譲には当たらないと思いますので）関係者間での協議を行うことについて、何らかの国の関与（規制）があることを立証した上で、その関与（規制）が支障となっているため、現行制度の見直しが必要、と主張する必要があります。（逆に、何らかの国の関与（規制）がない場合は、「平成30年 地方分権改革に関する提案募集要項」の５（５）に規定する「現行制度でも対応が可能であることが明らかな事項」として、提案の対象外と整理せざるを得ません。）
もし、提案を御検討されるのであれば、この点を御確認いただきますよう、お願いいたします。